

(案)

資料 1－4

区域計画の認定申請書

令和 6 年 12 月 日

内閣総理大臣 殿

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法第 8 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、
区域計画について認定を申請します。

- 申請事項の内容
別紙のとおり。

資料 1－4 別紙

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 12 月 10 日

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

1 国家戦略特別区域の名称

「宮城県・熊本県 産業拠点形成連携“絆”特区」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

スタートアップをはじめイノベーティブな国内企業の成長を担う海外の優秀な IT エンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 熊本県全域【令和 6 年度中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、新たな産業集積を支える外国人材の受入れ等の共通の地域課題を抱える両県の連携により、迅速な産業拠点の形成に向けた環境整備等を推進することを通じ、雇用・労働・創業などを始めとした地域の課題解決が図られるとともに、宮城県・熊本県産業拠点形成連携“絆”特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）事項：近未来技術の実証事業を促進するための「熊本県近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行やドローン（小型無人機）及び AI・IoT 等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、熊本県内において実証事業を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「熊本県近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未来センタ

一」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び熊本県
- ii) 設置場所：熊本県庁（熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）
- iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
 - ・関係機関への情報提供及び調整
 - ・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
 - ・実証事業の実施に係る地元関係者への周知
 - ・国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応
 - ・その他実証事業の実施に必要な支援